

東日本大震災を踏まえた大規模災害時における 消防団活動のあり方等に関する検討会開催要綱

1 目的

東日本大震災における消防団活動を検証し、今後の大規模災害時における消防団活動のあり方及び団員の安全確保策並びに平常時における住民の防災意識向上のための啓発のあり方等を検討し、地域コミュニティの核としての消防団の充実強化を図るため、「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会（以下「検討会」という。）」を開催する。

2 検討事項

- (1) 大規模災害時における消防団活動のあり方について
- (2) 消防団員の安全確保について
- (3) 活動時の情報伝達について
- (4) 地域住民の防災意識向上のための啓発について
- (5) 消防団員の装備、教育・訓練について
- (6) 消防団員の処遇改善・確保策の推進について
- (7) その他必要な事項について（消防団の広域応援など）

3 検討会の構成

- (1) 検討会は、座長及び委員をもって構成する。
- (2) 消防庁長官は、座長及び委員を委嘱する。また、消防庁長官は、オブザーバーの検討会への参加を認めることができる。
- (3) 座長は検討会を代表し、会務を総括する。
- (4) 座長に事故がある場合は、座長が指名した委員がその職務を代理する。
- (5) 座長は、必要に応じて委員以外の学識経験者等を検討会に招聘し、意見を聴取することができる。

4 ワーキングチームの構成

- (1) 座長は、必要に応じ検討会にワーキングチームを置くことができる。
- (2) ワーキングチームの構成員は、関係行政機関及び関係地方公共団体の職員並びに消防防災業務に関し学識のある者のうちから、座長が指名する。

5 庶務

検討会に係る庶務は、消防庁国民保護・防災部防災課が行う。

6 雑則

- (1) 検討会は、原則公開・公表とする。ただし、特段の理由がある場合には、委員の過半数の賛成で非公開とすることができる。
- (2) 検討会の委員、ワーキングチームの構成員は、やむを得ない事情により会に出席できない場合において、代理の者を指名し、出席させることができる。
- (3) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則

この要綱は、平成23年11月11日から施行する。